知っておきたい 標準報酬制 第2回

10月からの保険料(掛金)はいくらになるの?

平成27年10月から、給与から控除される保険料（掛金）や年金、短期給付などの算定基礎が「標準報酬制」になります。このコーナーでは、毎回テーマを設定して「標準報酬制」の解説をします。

第2回は、標準報酬制に変わることで保険料（掛金）が10月からいくらになるのか、モデルケースを用いてご説明します。

■比べてみよう！ 諸手当の違いで保険料は異なります

平成27年9月までは、同じ基本給であれば諸手当の額に違いがあっても一律に基本給の25%を諸手当分とみなして計算しているため、同じ保険料（掛金）です。しかし、平成27年10月からは、「標準報酬月額」をもとにして保険料（掛金）を算定しますので、同じ基本給であっても**諸手当の額の違いにより標準報酬月額が異なれば、異なる保険料（掛金）となります**。

基本給（給料の調整額、教職調整額含む）が同じ350,000円で、基本給に対する諸手当の割合が10%のAさんと30%のBさんで、保険料（掛金）の違いを見てみましょう。

例

	Aさん（諸手当の割合10%）	Bさん（諸手当の割合30%）	
基本給	350,000円	350,000円	…9月までの保険料（掛金）の計算に使用する額
諸手当の額	35,000円	105,000円	
支給額	385,000円	455,000円	
標準報酬月額	（第22級）380,000円	（第25級）470,000円	…10月からの保険料（掛金）の計算に使用する額（基本給に諸手当を加算して「標準報酬月額」を算定します）

【平成27年9月】 保険料（掛金）＝ 基本給×掛金率

掛金率（注）		Aさん 保険料（掛金）	Bさん 保険料（掛金）
短期給付	5.075%（4.06%×1.25）	17,762円	17,762円
福祉事業	0.165%（0.132%×1.25）	577円	577円
共済年金	10.79875%（8.639%×1.25）	37,795円	37,795円
合計		56,134円	56,134円

（注）掛金率には諸手当分（25%）が含まれています。

一元化［標準報酬制の導入、掛金率の改定 退職等年金給付（年金払い退職給付）の新設］

【平成27年10月】 保険料（掛金）＝ 標準報酬月額×掛金率

掛金率		Aさん 保険料（掛金）	Aさん 増減（10月－9月）	Bさん 保険料（掛金）	Bさん 増減（10月－9月）
短期給付	4.31%	16,378円	（△ 1,384円）	20,257円	（2,495円）
福祉事業	0.141%	535円	（△ 42円）	662円	（85円）
厚生年金	8.639%	32,828円	（△ 4,967円）	40,603円	（2,808円）
新設 年金払い退職給付	0.75%	2,850円	（2,850円）	3,525円	（3,525円）
合計		52,591円	（△3,543円）	65,047円	（8,913円）

諸手当の割合が低いAさんの場合、掛金率の改定や年金払い退職給付に係る保険料（掛金）の新設がありますが、保険料（掛金）の合計は減少します。

諸手当の割合が高いBさんの場合、保険料（掛金）の合計は増加します。

はみだしキーワード 健康

お薬手帳……情報を集約して事故を防ぐ

医療機関で処方された薬の名称、処方日、量、飲み方や使い方などを記入したハンディタイプの手帳のこと。薬の処方歴、服用歴、既往歴を一冊で管理でき、アレルギーや副作用の記録なども残せる。複数の薬局で薬を処方しても、薬の重複や飲み合わせをチェックできるので、副作用のリスクを減らせるメリットもある。一冊に情報を集約していくことに意味があるので、複数持つ必要はない。

■保険料（掛金）の増減を確認してみよう

標準報酬制で計算される平成27年10月の保険料（掛金）が、9月の保険料（掛金）と比べていくら増減するのか、基本給（給料の調整額・教職調整額を含む）が30万円、35万円、40万円のケースを例にまとめました。

【平成27年10月】

基本給	30万円		35万円		40万円	
基本給に対する諸手当の割合	保険料（掛金）	増減（10月－9月）	保険料（掛金）	増減（10月－9月）	保険料（掛金）	増減（10月－9月）
10%	47,055円	△1,061円	52,591円	△3,543円	60,895円	△3,260円
15%	47,055円	△1,061円	56,743円	609円	65,047円	892円
20%	49,823円	△1,707円	56,743円	609円	65,047円	892円
25%	52,591円	4,475円	60,895円	4,761円	69,200円	5,045円
30%	52,591円	4,475円	65,047円	8,913円	73,351円	9,196円
35%	56,743円	8,627円	65,047円	8,913円	73,351円	9,196円
40%	56,743円	8,627円	69,200円	13,066円	77,503円	13,348円

Aさん

Bさん

※1　保険料（掛金）は、「短期給付」「福祉事業」「厚生年金」「年金払い退職給付」の合計額です。

※2　40歳以上65歳未満の方については、別途、介護保険の保険料（掛金）が加算されます（平成27年9月…基本給×0.612%、27年10月…標準報酬月額×0.521%）。

諸手当の割合が異なっても標準報酬月額や保険料（掛金）が同じ場合もあります。

さらに詳しく確認したい方は……

当共済組合のホームページに、平成27年10月からの標準報酬月額と保険料（掛金）が算定できるExcelファイルを掲載しています。

http://www.kouritu.go.jp/　公立学校共済組合　検索

トップページ ➡ ピックアップコンテンツ「被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています」

制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、平成27年6月に支給された報酬*をもとに決定しますので、6月の給与明細を参考にExcelファイルに入力してください。

＊報酬とは、基本給と諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、義務教育等教員特別手当等）を合算した額のことです。なお、通勤手当と寒冷地手当は1カ月分に換算して加算します。
育児休業中の方などについては、休業前の報酬などをもとに決定します。

●次回『共済フォーラム12月号』では標準報酬月額の随時改定について、ご説明します。

台風……英語が転じて、台となる
嵐のような天候を、日本では昔から野の草を吹き分ける風という意味で「野分き」と呼んでいたが、明治時代になると英語の「typhoon」が取り入れられ、「タイフーン」とカタカナ表記するようになった。気象用語として正式に使われるようになると、「颱風」という漢字が当てられていたが、戦後、当用漢字が使われるようになり、「台風」に置き換えられた。

はみだしキーワード
由来